

制定 平成16年4月1日 訓令甲第24号
最終改正 令和5年3月31日 訓令甲第1号

大分県建設工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、土木建築部及び農林水産部において施工する建設工事（以下「工事」という。）の検査の実施について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、完成検査、出来形確認（部分払、部分引渡し又は債務負担行為に係る契約における各会計年度の支払限度額に対応する出来高予定額の確認のための出来形部分の確認をいう。）及び中間検査とする。

（令5訓令甲1・一部改正）

(検査員)

第3条 検査は、契約担当者（規則第15条第1項の規定による検査の依頼をする場合においては、土木建築部建設政策課工事検査室長（以下「工事検査室長」という。）。以下「契約担当者等」という。）が命じる職員が行う。

（令5訓令甲1・一部改正）

(検査の立会い)

第4条 検査を実施するときは、受注者（法人の場合にあつては、その代表者。以下同じ。）又は現場代理人のほか、主任技術者等（主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ。）を立ち合わせるものとする。

（平23訓令甲15・一部改正）

(検査の方法)

第5条 検査員は、工事が、その契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき適正に施工されたかどうかを、当該工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえについて厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の中止)

第6条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに検査を命じた契約担当者等にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに検査を命じた工事検査室長等にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

- 1 受注者又は現場代理人及び主任技術者等が検査員の指示に従わず、検査の実施が困難であるとき。
- 2 工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、検査の実施が困難であるとき。
- 3 前2号に規定するもののほか、検査することが不相当と認めるとき。
(平23訓令甲15・一部改正)
(令5訓令甲1・一部改正)

(検査結果の処理)

第7条 検査員は、検査を行ったときは、規則に定める検査調書を作成し、契約担当者に交付するものとする。

- 2 工事検査室長が検査員を任命したときは、前項の規定による検査調書の交付は、工事検査室長を経由して行うものとする。
(令5訓令甲1・一部改正)

(修補の終了検査)

第8条 修補の終了に係る検査については、第4条から前条までの規定を準用する。

(検査の復命)

- 第9条 検査員は、第7条第1項(前条において準用する場合を含む。)の規定により検査調書を交付したときは、速やかに検査を命じた契約担当者等に復命しなければならない。
(令5訓令甲1・一部改正)

(建設工事検査委員会)

- 第10条 検査員による検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計図書に適合しないと認められる場合において、契約担当者の求めに応じ、当該工事について講ずべき修補等の措置に関し審議を行うため、土木建築部に建設工事検査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、土木建築部長が別に定める。
(令5訓令甲1・一部改正)

(委任)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年訓令甲第15号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年訓令甲第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。